

上宇部地域づくり協議会細則

第1条

この細則は、上宇部地域づくり協議会規約の施行に関し、必要な事項を定める。

第2条（委員会の役割、構成員）

- 1) 委員会の構成員は、役員および地区の住民が自由意思に基づいて参画することができる。
- 2) 各委員会の委員の人数は、10名程度とし、理事会で承認を得る。応募者が多数の場合は、役員会で調整する。
- 3) 委員の任期は、原則2年とする。ただし再任を妨げない。

第3条（地域づくり委員会）

- 1) 構成員：会長、副会長（3名）、事務局長および一般公募者
- 2) 運営：①地域づくり計画を必要に応じて更新する。
②年度の取り組み方針を策定する。

第4条（予算委員会）

- 1) 構成員：副会長、会計、事務局員および一般公募者
- 2) 運営：①自治会が加入世帯から徴収する諸団体への会費について、適正かつ妥当な額であるかを査定し、必要なら改定案を作成し、役員会および理事会に諮り、総会で承認を得る。
②各団体への活動資金の配分は、年度末に各団体から提出された「予算要求書」および「決算書（見込みでも可）」に基づきヒヤリングを行い査定し、助成予算案を作成提示する。なお、提示された予算案が不服な団体は、再審査を請求することができる。
③会計年度の途中で、構成団体から臨時的助成請求があった場合、その都度委員会を開催し、助成の妥当性を審議して措置を決める。この場合、役員会、理事会の承認を必要とする。
④協議会予算に計上していないに多額の支出が必要な場合、委員会で審議する。10万円未満は役員会、10万円以上は理事会に諮る。

第5条（広報活動委員会）、

- 1) 構成員：副会長、事務局員、団体から推薦された会員および一般公募者。
- 2) 運営：①委員会の開催は、少なくとも毎月1回以上とする。
②「ふるさと上宇部」の編集は、毎月25日までに必要な原稿を事務局に提出し、編集会議にて校正する。
③ホームページは、掲載を希望する団体は、記事を既定のフォーマットに記載し、ホームページ専用パソコンにメールで送信するか、USBにて事務局に持参し入力する。ホームページへの転写作業は、入力担当者が行う。

第6条（コミュニティ推進委員会）

- 1) 構成員：副会長、事務局員、団体から推薦された会員および一般公募者。
- 2) 運営：①当面の間は、かみりんピック、夏祭り、文化祭およびどんど焼などの地区の全体行事の企画・運営を統括する。
②協力員制度を活用し、運営に当たる。
③協力員は、自治会および各構成団体および委員会から推薦された者をもって構成し、協力員が希望する行事を担当する。

第7条（部会の運営）

- 1) 運営：①各部会に所属する団体は、地区が策定した地域づくり計画および年度方針に則って、単独あるいは複数団体で活動を具体化する。

②各部会に所属する団体の中、同種の企画を計画・運営する場合、可能な限り連携協力して活動する。

第8条（役員手当）

協議会の役員手当は次のとおり定める。（年額）

① 会長	24,000円
② 副会長、事務局長、会計	20,000円
③ 幹事	6,000円

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成31年3月20日から施行する。